

平成 25 年 3 月 吉日

お客様各位

佐野信用金庫
理事長 木村浩

中小企業金融円滑化法の期限到来後における当金庫の対応方針について

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限が到来いたします。
当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、従来と変わらず、下記の通り対応いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さまからのご返済条件の変更等のお申出に対してはできる限り対応するなど、従来からの方針に変更はございません。また他の金融機関などと十分に連携を図りながら、ご返済条件の変更や円滑な資金供給に努めてまいります。
2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談や、ご返済条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱える課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、支援してまいります。

なお、お客さまからのご相談窓口は下記の通りです。

・平日・・・全営業店のご融資窓口

以上